

## 廃棄物処理法の基本方針に盛り込むべき事項（骨子）について

### 1. 基本方針の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）において、「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。」（第 5 条の 2 第 1 項）とされている。

基本方針（平成 13 年環境省告示）における大規模災害に関する記述は以下のとおり。

- ・ 廃棄物処理の広域的な連携体制の構築
- ・ 余裕を持った焼却施設や最終処分場、がれき等を保管するための災害廃棄物用ストックヤード等の整備

### 2. 平成 27 年度の改正（災害廃棄物関係）の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 58 号）（平成 27 年 8 月 6 日施行）において、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）（以下「基本方針」という。）の第五号として「非常災害時における前二号に掲げる廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項」を新たに定めることとされた。

（参考）基本方針第三号は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項」、第四号は「廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項」。

これを受けて、「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成 27 年 2 月）の内容を基本として、基本方針に盛り込むべき事項を整理した。

### 3. 基本方針に盛り込むべき事項（骨子）について

基本方針に盛り込むべき事項（骨子）については、「巨大災害発生時における廃棄物係対策スキームについて」（平成 27 年 2 月）を踏まえて別紙のとおり整理をしているが、第二回検討会の資料 7（平時から災害時まで切れ目のない廃棄物処理システムに留意した検討の進め方（案））を踏まえ、以下の観点について、更に追加すべき事項があれば御意見を頂きたい。

①平時の取組との有機的な統合

- ・ 平時に実施している廃棄物処理施設の整備等に関して、災害に強い廃棄物処理システムの構築の観点から、防災機能の強化や広域処理体制の確保等を更に推進していく旨を明記。

②関係機関との連携（法四条の二関係）

- ・ 災害時にも適正かつ円滑・迅速な処理を実現することができるよう、平時から関係機関との役割分担を明確にし、綿密な連携を構築するとともに計画策定等の事前の備えを確実に進めていくことを明記。

③その他基本方針に盛り込むべき事項

なお、現行の基本方針の第四号（廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項）にある災害時対応に関する記述についても、今般の第五号の記述内容の検討に併せて整理を行うこととする。その他の号についての追記の必要性や内容についても整理する。

また、平時の取組も併せた廃棄物処理システム全体の強靱化の具体的検討事項については、今後の検討を踏まえ、基本方針ではなく、今年度末に取りまとめる予定の検討会提言に盛り込み、次年度の環境省の検討・実施事項としたい。

5. 今後のスケジュール

- 10月1日の中央環境審議会循環型社会部会において、別紙の「基本方針に盛り込むべき事項（骨子）（案）」を報告する予定。
- 次回の本検討会（10月20日）において、基本方針に盛り込むべき事項（案）について御議論いただく。

## 【別紙】 廃棄物処理法の基本方針に盛り込むべき事項（骨子）（案）

### （１） 災害廃棄物対策に係る基本的考え方

- ・ 災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理を実施するためには、平時の廃棄物処理行政からの切れ目のない対応が必要。
- ・ 災害時における公衆衛生の悪化の防止、生活環境の保全の観点からも、災害廃棄物の適正な処理が不可欠であるとともに、復旧・復興を妨げることがないように円滑かつ迅速な災害廃棄物処理が必要。また、環境負荷を削減する点から、災害廃棄物についても再生利用を含む適正な処理を行うことが重要。
- ・ 災害時にもこうした適正かつ円滑・迅速な処理を実現することができるよう、平時から市町村、都道府県、国、事業者・専門家等の各主体における役割分担を明確にし、綿密な連携を構築するとともに、各主体において計画策定等の事前の備えを確実に進めていくことが重要。
- ・ 計画策定や対策実施に当たっては、「災害対策基本法」はもとより、「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の内容との整合を図ることが重要。

### （２） 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

#### （地方公共団体）

- ・ 市町村は、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、災害廃棄物処理及び域内のその他の一般廃棄物について処理を行う責任を有しており、平時から、災害対応拠点の整備や関係機関との連携体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図るとともに、災害時には国の処理指針及び都道府県の実行計画等も踏まえ、災害廃棄物の処理に努めるものとする。
- ・ 都道府県は、域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平時から、通常起こりうる災害から大規模な災害まで想定した事前の備えについて、都道府県廃棄物処理計画等に記載し、市町村等の関係機関との連携を進めるとともに、災害時には、国の処理指針や域内の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理のための実行計画を速やかに策定するとともに、関係機関と連携して域内の処理全体の進捗管理に努めるものとする。
- ・ 都道府県及び市町村は、「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他自治体において既に策定された防災に関する指針・計画等と整合を取りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画を策定又は変更するものとする。

(国)

- ・大規模災害により生じた廃棄物の処理においては、国が司令塔機能（リーダーシップ）を果たすことが重要である。
- ・国は、平時から、全国や地域ブロック単位（環境省地方環境事務所が管轄する域内での対応を想定した範囲）での関係機関の連携体制の整備を進め、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定するとともに、大規模災害発生時には速やかに災害廃棄物の処理指針を策定し、被災した地方公共団体のみでは円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことが極めて困難であり広域的な処理が必要な場合であり災害対策基本法における要件に該当する場合には、国による代行処理を実施するものとする。
- ・災害廃棄物の再生利用に係る技術開発を促進し、災害発生時においても廃棄物の再生利用を推進していくことが重要である。
- ・関係者それぞれの役割が適切に果たされるためには、地域ブロック単位での連携・協力体制が重要であるため、環境省地方環境事務所が中心となり、地域ブロック単位での災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の構築や大規模災害の発生に向けた行動計画の策定等を進めるものとする。
- ・発災時には、地方環境事務所が要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。

(事業者、専門家)

- ・廃棄物処理分野に携わる事業者や研究機関等の専門家は、平時から、災害廃棄物処理に係る技術や知見の集約、検証及び継承に努め、地方公共団体等における計画策定等や国民への情報発信等に重要な役割を果たすとともに、災害時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努めるものとする。

(3) 災害に備えた廃棄物処理施設の整備のあり方

- ・大規模災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが多い。そのため、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、地域ブロック単位で余裕を持った焼却施設や最終処分場、がれき等を保管するための災害廃棄物用ストックヤード等を整備しておくことが重要である。
- ・廃棄物処理施設については、処理能力にあらかじめ余裕を持たせておく等の先行投資的な視点、極力域内での処理を行うべく自らが保有する施設を最大限活用する等の主体的な取組みの推進の視点、さらには地域間協調に向けて一定枠の処分容量を大規模災害時における備えとして共有するといった視点が重要である。